

医道審議会歯科医師分科会

報告書

～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化と
いわゆる Student Dentist の法的位置づけについて～

令和2年5月

目次

1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成	3
(1) 歯科医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について	3
(2) シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及びいわゆる Student Dentist の法的位置づけが求められる背景	3
2 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist の法的位置づけについて	4
(1) 共用試験 CBT の公的化	4
(2) 共用試験臨床実習前 OSCE の公的化	5
(3) いわゆる Student Dentist の法的位置づけ	6
3 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist が法的に位置づけられることの影響	7
(1) 歯学教育への影響	7
(2) 歯学生個人への影響	8
(3) いわゆる Student Dentist が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等	8
4 診療参加型臨床実習の充実のための個別の取り組み	9
(1) 患者の医育機関等へのかかり方	9
(2) 診療参加型臨床実習の指導体制	9
(3) 歯学生が加入する保険	10
(4) その他	10

1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成

(1) 歯科医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について

- 歯科医師の養成過程は、6年間の卒前教育と歯科医師臨床研修等の卒後研修に分けられる。特に、卒前の臨床実習と卒後の臨床研修は、これまで一貫した目標設定がされておらず、連続性に乏しいと評されており、近年、歯学教育、歯科医師国家試験、歯科医師臨床研修などを議論する場で、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成の必要性が求められている。
- 歯科医師国家試験に関しては、令和元年8月から「歯科医師国家試験制度改善検討部会」において、歯科医師国家試験の充実に向けた議論が開始されている。
- また、歯科医師臨床研修に関しては、令和3年度の制度改正に向けて、「歯科医師臨床研修部会」及び「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ」において、卒前教育（歯学教育モデル・コア・カリキュラム）と整合性のとれた歯科医師臨床研修の到達目標の見直し等について議論を実施するなど、昨今シームレスな歯科医師養成に向けた取り組みが進められている。
- こうしたシームレスな歯科医師養成のための制度整備に向けた検討を進める中で、大学間の歯科医師国家試験準備期間の相違等による臨床実習における経験内容のばらつきなどが指摘されており、適切な臨床実習開始前・終了時の態度・技能評価を含む卒前の診療参加型臨床実習の充実が一貫した歯科医師養成における課題とされている。

(2) シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及びいわゆる Student Dentist の法的位置づけが求められる背景

- 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第17条は、「歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。」と規定しており、同法第29条では、同法第17条に違反する無免許歯科医業の罪を3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとしている。歯学生も歯科医師の資格を欠くので、歯科医行為を行った場合、形式的には無免許歯科医業罪の成立が問題となるが、臨床実習の重要性、その実施上の条件等に照らし、実質的に違法性がなく無免許歯科医業罪に当たらないと解釈し得るとしてきた。
- このような解釈は、「臨床実習検討委員会最終報告書（平成3年）」において、医学教

育に関する臨床実習のあり方に関する考え方の整理が示され、歯学教育における卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については医学教育と共通するものであるとされていたが、平成 14 年度厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書」（以下、「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」とする。）において、歯学教育における卒前臨床実習に関する歯科医師法第 17 条の違法性阻却の考え方や卒前臨床実習実施のための条件等について取りまとめられている。

- このように、これまで歯学生の歯科医行為の違法性は阻却されているという解釈が示されているものの、臨床実習の現場においては、歯学生の実施する個別の歯科医行為が違法性を阻却される範疇であるかについて歯学生自身による判断が容易でないことに加え、教員や指導する歯科医師にとっても一定の判断の困難さが伴うとともに、患者からの同意を取得することに時間や労力がかかること、患者側にとっても歯学生的な歯科医行為が安全なものであるかの不安がつきまとうことなどの現状に鑑み、診療参加型臨床実習の更なる推進には課題があるとされている。
- さらに、「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン（案）」（平成 29 年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業）においては、歯科診療は外科的な領域が多く、侵襲を伴う診療が大きな割合を占めることから、歯学教育における臨床実習では、とりわけ患者の安全や権利の保護には格段の配慮が必要となるとされている。
- これらのことから、歯学生の診療参加型臨床実習の推進に際しては、医療安全への取り組みを考慮する必要がある。診療を行う歯科医師（指導を行う歯科医師）が医療事故防止を強く意識することで、歯学生は、以前よりも診療に参加しづらくなっている可能性があることが指摘されており、医療安全を担保しつつ、歯学生が診療チームの一員として診療に参加しながら臨床実習を行うためには、指導体制等の充実とともに歯学生の質を担保することとその歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要である。

2 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist の法的位置づけについて

（1）共用試験 CBT の公的化

- 共用試験 Computer-Based Testing (CBT) は、平成 17 年から公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構により正式実施されており、現在では全歯学部で実施されている。その合格は各大学及び歯科大学学長・歯学部長会議（Student Dentist 認定運営協議会）の連名で発行している Student Dentist 認定証の発行要件の一つとなっている。

- 共用試験 CBT は、日本で臨床実習を行う全ての歯学生が受験していることや、項目反応理論(IRT)などの試験問題の精度管理の手法や評価手法が確立していることに加え、「平成 27 年度歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書」においては、国家試験受験資格の認定基準として共用試験 CBT の活用も検討すべきとされていることからも、試験としての妥当性と信頼性、歯学教育における位置づけが既に確立されていると考えられる。従って、歯科医師国家試験の受験要件とすること等により公的に位置づけること(以下「公的化」という)に相当する試験である。
- また、同報告書において、コンピューターを試験に活用することによって、動画や多様な視覚素材等を用いることができ、より臨床現場に即した出題が可能となるとの指摘について取り上げられており、CBT は歯学生が臨床実習前に必要な知識を有しているか試験する手法として有用であると考えられる。
- 一方で、共用試験 CBT は、現在の Student Dentist 認定においては全国統一基準が示されているものの、進級要件としての合格基準や実施時期が各大学によって異なっていること等の課題もある。IRT 等により精度管理を行っているが、公的化に際して、実施時期とともに、出題範囲や内容、合格基準等についても検討する必要がある。また、この点に関しては、国家試験の出題範囲や合格基準とも密接に関係しており、双方の検討の場において国と共用試験実施評価機構の連携の下、これらの在り方も含めて検討される必要がある。

(2) 共用試験臨床実習前 OSCE の公的化

- 共用試験臨床実習前 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) は、共用試験 CBT と同年の平成 17 年に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構により正式実施され、現状の歯学教育の中で臨床実習前に技能と態度を評価する機会として確立されている。
- 歯学教育の中で、現時点において全国統一的に歯学生の技能や態度を試験する機会は、共用試験臨床実習前 OSCE のみである。(なお、令和 2 年度からは診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験が正式実施予定とされている。) 近年、歯科医師の倫理観や医療の安全性について、社会からより高い水準を求められることに鑑みても、臨床実習前に一定水準の技能や態度のレベルに達していることを評価することは、極めて重要であると考えられる。従って、共用試験臨床実習前 OSCE は、共用試験 CBT とともに公的化すべきであると結論づけられる。

- 一方で、共用試験臨床実習前 OSCE の公的化にあたっては、客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者（内部・外部）の養成及び評価基準の確立や模擬患者の均てん化を図るための取組が必要である。特に、評価者の質の向上及び評価基準の確立については、更なる検討が求められている。
- また、共用試験臨床実習前 OSCE における歯学生の合格基準や再試験の実施状況は、現時点において各大学により異なっていることから、公的化に当たっては、一定の質の担保や社会の要請に応える観点から共用試験 CBT と同様に、実施時期を今後どのように定めるか検討する必要があるとともに、出題範囲や内容、合格基準等についても検討する必要がある。この点に関しては、国と共用試験実施評価機構の連携の下、公的な場においてその判断基準を協議し、より公平に判断される体制の構築について今後より詳細な検討が行われる必要がある。
- 現在、共用試験については再試験の実施が認められていることから、共用試験 CBT は必ず再試験が行われており、共用試験臨床実習前 OSCE は共用試験 CBT よりは少ないものの各大学の判断で行われているところである。他方、公的な試験である歯科医師国家試験には再試験がないことに鑑み、共用試験を公的化する際には再試験の取扱いについても議論が必要である。

(3) いわゆる Student Dentist の法的位置づけ

- 共用試験を公的化することで、共用試験合格後に臨床実習を行う歯学生は一定の実践的診療能力（知識・技能・態度）が公的に担保されることから、臨床実習において歯科医行為を行う、いわゆる Student Dentist を法的に位置づけることが可能であると考えられる。
- いわゆる Student Dentist が法的に位置づけられた場合においても、歯学生が行うことが望まれる歯科医行為は、従前の範囲から大きく変わるものではない。（現状では、「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」で示された考え方を踏まえたうえで、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）」の別表「臨床実習の内容と分類」で示されている歯科医行為が参考にされていると考えられる。）
- ただし、歯学生が歯科医行為を行う臨床現場で、患者の前で各歯科医行為が法的に認められているものかどうかを判断することが、診療参加型臨床実習の障壁になることが予想され、臨床現場で行われる診療内容が日進月歩であることに鑑みると、いわゆる

Student Dentist が法に基づき行える歯科医行為を網羅的に個別に列挙することは適當ではないと考えられる。

- また、いわゆる Student Dentist が診療に参加する際は、必ず歯科医師の指導及び監督のもと行われなければならないことは、法的に位置づけられた場合も変わらないことから、いわゆる Student Dentist が実施する歯科医行為については、指導する歯科医師が適宜、歯学生の能力と患者の状態等を勘案して判断すべきものである。

3 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist が法的に位置づけられることの影響

(1) 歯学教育への影響

- いわゆる Student Dentist が法的に位置づけられた場合、診療参加型臨床実習が促進され、卒前教育をより質の高い歯科医師の育成に向けさらに充実させることができると考えられる。診療参加型臨床実習は、単に経験を増やし技術を向上させるのみならず、診療チームの一員として診療により主体性を持たせ、積極的に参加することで、知識や技術だけではなく、患者の背景など、全人的な診療に必要な視点を得る機会となることなどが期待される。
- 昨今、教養教育を含めた準備教育は歯学教育との関連性が一段と重視されていることから、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）」においては、両者が発展的に融合されている。歯科医師としての基本的な資質・能力は、特定の授業科目や学年で修得されるものではなく、6 年間の卒前教育を通じて身につけるものであり、質の高い診療参加型臨床実習を実現することは、そうした資質・能力の向上に資するものと期待される。歯学教育のあり方については、歯学生の行う歯科医行為が法的に担保される事の影響に鑑み、今後も検討が行われるべきである。
- また、今後の歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿については、「歯科保健医療ビジョン」（歯科医師の歯質向上等に関する検討会中間報告：平成 29 年 12 月）が提言されており、その中で地域包括ケアシステムに歯科医療機関、特にかかりつけ歯科医師が積極的に参画してその役割を果たすとともに、多職種連携が求められている。また、歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおいても、地域包括ケアシステムを経験することが学修目標として記載されており、地域包括ケアシステムを視野に置いた教育の重要性が指摘されている。いわゆる Student Dentist が法的に位置づけられれば、歯学生による歯

科医行為が法的に認められることにより地域における実習も実施しやすくなると考えられ、地域医療に関する診療参加型臨床実習が促進されることが期待される。

(2) 歯学生個人への影響

- 診療参加型臨床実習の充実により、歯学生が診療チームの一員として診療に参加することで、臨床実習におけるモチベーションの向上が図られると同時に、歯学生本人の適性を踏まえた早期の進路選択にもつながることが想定される。
- さらに、診療参加型臨床実習の充実を図るとともに、個人の卒前卒後の一貫した評価を行い、当該個人が自験等で経験した症例の適切な管理が可能となることで、各個人の状況に応じた卒前の臨床実習や卒後の臨床研修での多様な経験が可能となることが期待される。なお、こうしたことがよりスムーズに行うことができる共通の評価・管理システムの整備についても検討すべきである。

(3) いわゆる Student Dentist が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等

- 現在、患者は医療機関にかかる際、歯科医師免許を有する歯科医師に診療されることを期待し、医療機関との診療契約に基づいて診療を受けている以上、歯科医師免許を有しない歯学生が診療行為を行う場合、患者の同意を得る必要があることは社会通念上、明らかである。
- 平成 14 年度にまとめられた「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」において、歯学生の臨床実習においても、歯科医行為を行うものである以上、患者の同意は必須であるとされた。なお、平成 29 年度厚生労働科学特別研究「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書」においても、患者同意取得については、「患者から「包括同意」を文書または口頭で得ること」が妥当であるとされている。
- しかしながら、歯学生の臨床実習においては、一連の診療開始時に歯学生が臨床実習として歯科医行為を行う場合があることに対して包括同意を得た場合においても、特に侵襲性の高い行為を実施する際に、改めて個別同意を得ようとすると断られる場合もあるという意見がみられ、診療参加型臨床実習における同意取得の難しさが指摘されている。
- いわゆる Student Dentist による歯科医行為の実施が法的に位置づけられれば、いわゆる Student Dentist が①医育機関等において診療チームの一員であること、②診療に当たって事前に一定の能力が担保されていること、③業として歯科医行為を実施するこ

とが違法ではないこと等が明確になり、患者の同意が得られやすくなることで、診療参加型臨床実習が促進されることが期待される。

- 患者の同意取得については、患者の理解を促進する観点から、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示や書面及び口頭による同意の取得の取組みが各大学で行われている。いわゆる Student Dentist が法的に位置づけられた場合も、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示を行うとともに、Student Dentist が歯科医行為を行うにあたっては、書面による患者の同意が原則であるが、非侵襲的から侵襲的までの広範囲の歯科医行為が臨床実習で行われるという歯科医学教育の特殊性に鑑み、診療内容に応じた患者同意のあり方について更に検討すべきである。
- なお、将来的に、Student Dentist の法的位置づけに伴い、上述のような患者理解が進んだ場合には、一般的な処置については、特別な同意取得の必要なく、診療参加型実習を行うことを可能とする検討すべきである。そのためには、後述の 4(1)に記載の通り、国・大学・診療参加型臨床実習を行う医療機関・医療関係者等による周知活動が不可欠である。

4 診療参加型臨床実習の充実のための個別の取り組み

(1) 患者の医育機関等へのかかり方

- 診療参加型臨床実習を充実させるためには、患者自身も共に歯科医師を育てる、といった認識に基づいた患者の協力が不可欠である。
- 本来、大学病院はその設置目的に歯学生の育成が盛り込まれているにも関わらず、大学病院を受診する患者の中には歯学生への教育に対する理解が進んでいない患者も少なくない。歯科医師はその養成課程において、必ず臨床現場における経験を積む必要があり、大学病院等の医育機関はそのための役割を担って設置されていることから、いわゆる Student Dentist が、共用試験に合格した診療参加型臨床実習を行うに足る学生であることを国民に広く周知する取り組みを行う必要がある。

(2) 診療参加型臨床実習の指導体制

- 歯学生的歯科医行為が法的に認められても、常に歯科医師の指導・監督下で行われることが原則であり、診療参加型臨床実習の充実のためには、指導体制の整備が不可欠であることから、歯学生が行う歯科医行為の内容や侵襲度に応じて、屋根瓦方式による指導体制を考慮するなど、指導する歯科医師の役割やあり方を考慮すべきである。

- 歯学生に多様な経験をさせる観点から、大学外の地域の歯科医療機関等における診療参加型臨床実習の導入が推進されている事例もあることに鑑み、歯学生を受け入れる医療機関等においても、歯学教育の質を担保する観点から、更なる指導体制の充実が望まれる。

(3) 歯学生が加入する保険

- 現状において、学生への賠償責任保険等の加入の義務化は大学及び医療機関の管理者の判断である。診療参加型臨床実習においては、侵襲的な歯科医行為を行うことから、賠償責任保険等への加入は、歯学生を保護する観点から強く推奨されるべきである。また、最近では、入学後早期の医療現場体験（Early Exposure）を実施する大学も多いことから、早期から加入しておくことが望ましい。

(4) その他

- シームレスな歯科医師養成を議論するに際し、現状では臨床実習と歯科医師臨床研修の一貫性に焦点があてられているが、今後は、歯科医療における専門性（専門医等）のあり方についても議論を進めた上で、生涯研修の視点に立った歯科医師養成について検討される必要がある。

医道審議会歯科医師分科会 委員一覧

令和元年 11月時点

氏名	所属・役職
市川 哲雄 いちかわ てつお	徳島大学大学院医歯薬学研究部教授
一戸 達也 いちのへ たつや	東京歯科大学副学長
井上 美津子 いのうえ みづこ	昭和大学歯学部客員教授
渋谷 鑑(※) しぶたに こう	日本大学松戸歯学部長
○ 田上 順次 たがみ じゅんじ	東京医科歯科大学副学長
西原 達次 にしはら たつじ	九州歯科大学理事長・学長
林 美加子 はやし みかこ	大阪大学大学院歯学研究科教授
三浦 宏子 みうら ひろこ	国立保健医療科学院国際協力研究部長
柳川 忠廣 やながわ ただひろ	公益社団法人日本歯科医師会副会長

○：分科会長
敬称略・五十音順

※渋谷委員は令和2年3月に任期満了、後任は中嶋正博（大阪歯科大学歯学部教授）委員。